

小規模保育事業所卒園後の進路について

- 令和8年3月31日で、在籍している小規模保育事業所を卒園します。
- 令和8年4月1日からの在籍先は、下記のいずれかを選択します。

- ① 送迎保育ステーションを利用して連携施設へ通園
- ② 保育園を申請
- ③ 幼稚園、認定こども園などに通園

① 送迎保育ステーションを利用して連携施設へ通園

送迎保育ステーションを利用し、連携する幼稚園（高津幼稚園、八千代富士幼稚園、たんぽぽ幼稚園）に通園します。

送迎保育ステーションを利用することで、自宅から距離のある幼稚園でも利用可能となり、保育園在園中と同等の就労等を継続することができます。

連携する幼稚園から入園の内定を受けたうえで、送迎保育ステーションの利用申請を行います。

希望者が送迎保育ステーションの定員を超過した場合には、利用できない場合があります。

（詳しくは送迎保育ステーションのご案内をご覧ください。）

② 保育園を申請

新規で認可保育園に申し込みます。

令和8年4月の入園申請は、11月から12月上旬にかけて行い、2月上旬に選考結果が出ます。

利用調整基準による【小規模保育事業所等を卒園した児童】の加点や、条件を満たせば【常勤として父母ともに勤務実績が2か月以上ある場合】の加点などが適用されますが、地域内には、同様の加点が適用されるお子様が多数いらっしゃいます。

また、多くの保育園では、2歳児クラスの持ち上がりで3歳児クラスの大半が埋まってしまい、新規受入人数が非常に少なくなります。これらの要因により、保育園のみを希望した場合には、在園先が決まらないことも想定されます。

③ 幼稚園、認定こども園などに通園

幼稚園・認定こども園・認可外保育施設などを利用します。

在園先は、ご自身で確保して頂きます。（認定こども園および新制度幼稚園をご検討の場合、原則、1号利用の内定を受けた上で新2号利用の申請をします。）

日中は他の幼稚園児と同様に幼児教育を受け、朝・夕の延長保育などを利用することで、保育園在園中と同等の就労等を継続することができます。

送迎が可能な範囲に複数の施設がある場合があります。また、市内の施設だけでなく、船橋市や千葉市等の施設であっても利用が可能で、同様の補助が受けられます。

3歳児クラス以上の保育料は、幼稚園・保育園ともに無償化されています。

幼児教育・保育の無償化制度については下記をご覧ください。↓

<https://www.city.yachiyo.lg.jp/uploaded/attachment/12420.pdf>

